

赤羽根処分場 維持管理計画

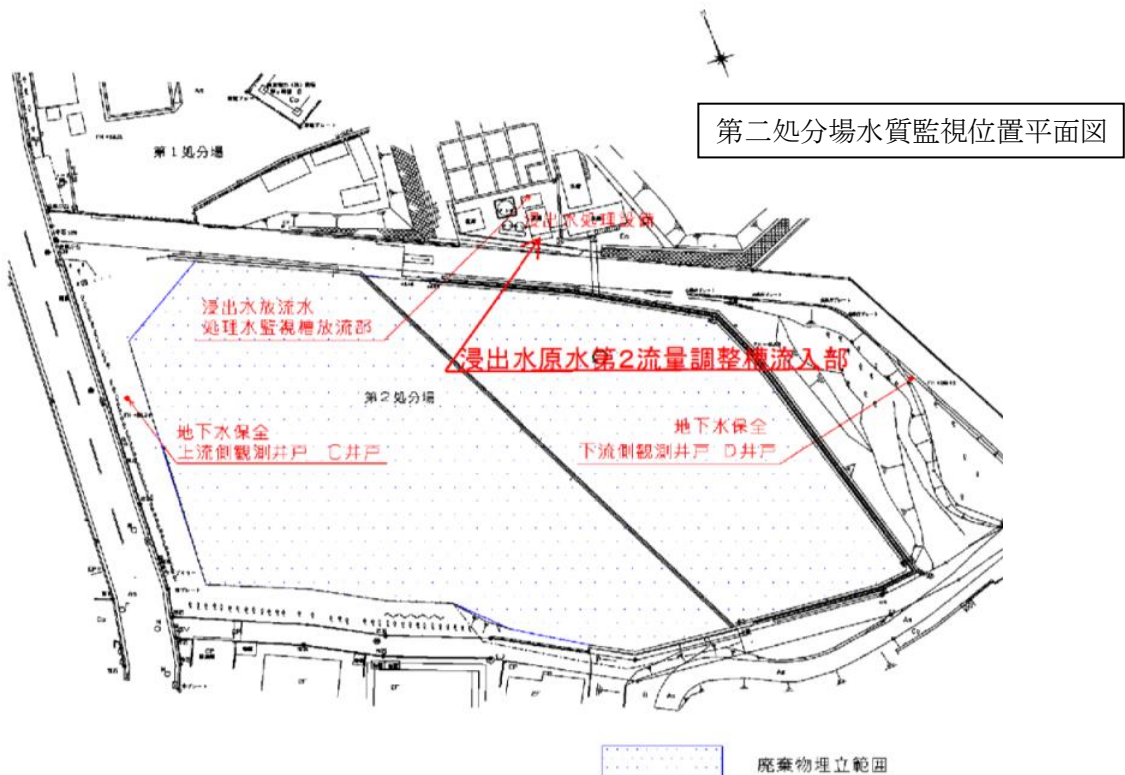
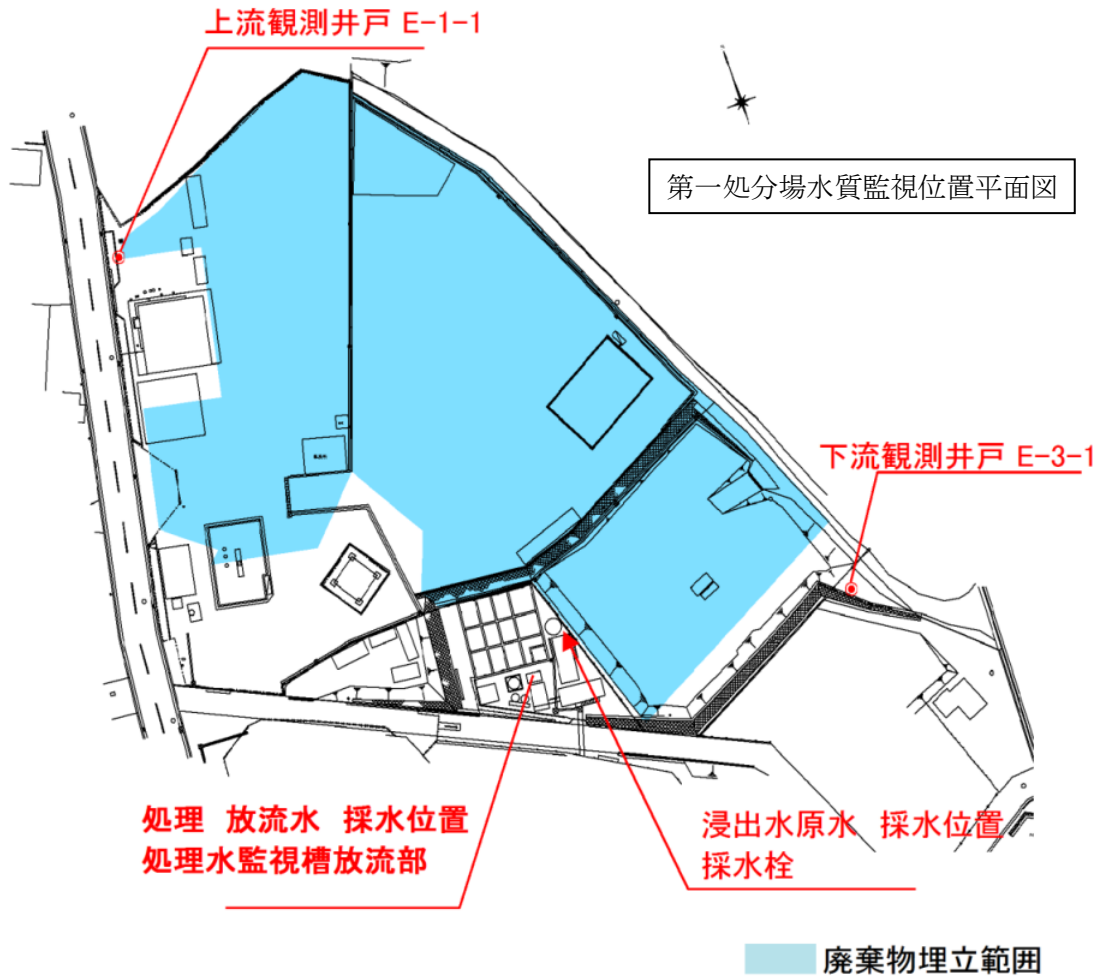
維持管理項目一覧表（第一処分場・第二処分場共通）

項目	点検項目等	頻度
擁壁	本体のひび割れ・亀裂、沈下・浮上、変位・変形	毎月1回 震度4以上の地震後 異常降雨時（30mm/h以上）
開渠等排水設備	土砂の滞砂状況、ひび割れ・亀裂	
浸出水処理施設	浸出水・放流水の状況、調整槽の状況、運転状況等	
覆土 （アスファルト）	ひび割れ、水漏れの状況	
囲障設備	本体の破損・傾斜	
消火器	浸出水処理施設内	1回/月
放流水	分析項目は表-1のとおり	1回/6月 pH・BOD・COD・SSは1回/月
浸出液	処理機能の確認や浸出液の性状の確認のため「表-2 浸出液に関する測定頻度」のとおり実施する。	pH・SSは1回/月 *管理者が、廃止が見込めると判断した時点からは以下の頻度で管理 1回/3月
地下水	分析項目は表-3のとおり	1回/6月 電気伝導度・塩素イオンは1回/月
ガス	測定項目：メタン(可燃性ガス)、二酸化炭素 測定方法：検知管により測定	1回/年 *管理者が、廃止が見込めると判断した時点からは以下の頻度で管理 1回/6月 ガス発生時は1回/3月
悪臭	6段階臭気強度表示法により評価	1回/月
そ族・害虫	そ族・害虫の発生	1回/月
埋立地内温度	ガス観測孔（2箇所） 地表から鉛直方向に1m間隔で測定	1回/年 *管理者が、廃止が見込めると判断した時点からは以下の頻度で管理 1回/6月
下記遮水工は第一処分場の維持管理項目（第二処分場は除外）		
遮水工	周辺のひび割れ・亀裂・沈下・浮上の有無	毎月1回 震度4以上の地震後 異常降雨時（30mm/h以上）
	TRDI・SJ工・MJS工の沈下測定	1回/年

※第二処分場は埋立終了しており遮水工の点検は除外（覆土に覆われ露出箇所なし）しています。

※第一処分場は埋立終了→維持管理中です。（改善工事はH26年3月28日に完了しております）

第二処分場は埋立終了→維持管理中です。



表—1 放流水に関する規制値と測定頻度

検査項目		測定頻度	管理値	
項目	摘要法令等 ^{注1)}		摘要法令等 ^{注1)}	基準値
アルキル水銀化合物	基準省令	1回/6月	基準省令	検出されないこと
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	基準省令	〃	基準省令	0.005mg/L
カドミウムおよびその化合物	基準省令	〃	基準省令	0.03mg/L
鉛およびその化合物	基準省令	〃	基準省令	0.1mg/L
有機燐化合物	基準省令	〃	条例	0.2mg/L
六価クロム化合物	基準省令	〃	基準省令	0.5mg/L
砒素およびその化合物	基準省令	〃	基準省令	0.1mg/L
シアン化合物	基準省令	〃	基準省令	1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	基準省令	〃	基準省令	0.003mg/L
トリクロロエチレン	基準省令	〃	基準省令	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	基準省令	〃	基準省令	0.1mg/L
ジクロロメタン	基準省令	〃	基準省令	0.2mg/L
四塩化炭素	基準省令	〃	基準省令	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	基準省令	〃	基準省令	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	基準省令	〃	基準省令	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	基準省令	〃	基準省令	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	基準省令	〃	基準省令	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	基準省令	〃	基準省令	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	基準省令	〃	基準省令	0.02mg/L
1,4-ジオキサン	基準省令	〃	基準省令	0.5mg/L
チウラム	基準省令	〃	基準省令	0.06mg/L
シマジン	基準省令	〃	基準省令	0.03mg/L
チオベンカルブ	基準省令	〃	基準省令	0.2mg/L
ベンゼン	基準省令	〃	基準省令	0.1mg/L
セレンおよびその化合物	基準省令	〃	基準省令	0.1mg/L
ほう素およびその化合物	基準省令	〃	条例	10mg/L
ふっ素およびその化合物	基準省令	〃	条例	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物 ^{注2)}	基準省令	〃	条例	100mg
水素イオン濃度(pH)	基準省令	1回/月	基準省令	5.8 ~ 8.6
生物学的酸素要求量(BOD)	基準省令	〃	条例	25mg/L
化学的酸素要求量(COD)	基準省令	〃	条例	25mg/L
浮遊物質(SS)	基準省令	〃	基準省令	60mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	基準省令	1回/6月	基準省令	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	基準省令	〃	条例	5mg/L
フェノール類含有量	基準省令	〃	条例	0.5mg/L
銅含有量	基準省令	〃	条例	1mg/L
亜鉛含有量	基準省令	〃	条例	1mg/L
溶解性鉄含有量	基準省令	〃	条例	3mg/L
溶解性マンガン含有量	基準省令	〃	条例	1mg/L
クロム含有量	基準省令	〃	基準省令	2mg/L
大腸菌群数	基準省令	〃	基準省令	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	基準省令	〃	基準省令	120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量	基準省令	〃	基準省令	16mg/L (日間平均8mg/L)
ダイオキシン類	基準省令	〃	基準省令	10pg-Teq/L
ニッケル及びその化合物	条例	〃	条例	1 mg/L
外観	条例	〃	条例	無色
臭気	条例	〃	条例	無臭

注1) 基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

条 例：神奈川県生活環境の保全等に関する条例

注2) 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として

注3) 浸出液処理設備は第一処分場と第二処分場の共有設備であり、放流水は2つの処分場浸出液の混合された処理水です。廃止基準の浸出液と放流水の比較は不可能であり廃止基準頻度(四季を通じて年間4回以上)は行わない。

表－２ 浸出液に関する測定頻度

検査項目		測定頻度 ^{注3)}		廃止管理値	
項目	摘要法令等 ^{注1)}	維持管理	廃止基準	摘要法令等 ^{注1)}	基準値
アルキル水銀化合物	基準省令	-	1回/3月	基準省令	検出されないこと
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	基準省令	-	〃	基準省令	0.005mg/L
カドミウムおよびその化合物	基準省令	-	〃	基準省令	0.03mg/L
鉛およびその化合物	基準省令	-	〃	基準省令	0.1mg/L
有機燐化合物	基準省令	-	〃	条例	0.2mg/L
六価クロム化合物	基準省令	-	〃	基準省令	0.5mg/L
砒素およびその化合物	基準省令	-	〃	基準省令	0.1mg/L
シアン化合物	基準省令	-	〃	基準省令	1mg/L
ポリ塩化ビフェニル	基準省令	-	〃	基準省令	0.003mg/L
トリクロロエチレン	基準省令	-	〃	基準省令	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	基準省令	-	〃	基準省令	0.1mg/L
ジクロロメタン	基準省令	-	〃	基準省令	0.2mg/L
四塩化炭素	基準省令	-	〃	基準省令	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	基準省令	-	〃	基準省令	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	基準省令	-	〃	基準省令	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	基準省令	-	〃	基準省令	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	基準省令	-	〃	基準省令	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	基準省令	-	〃	基準省令	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	基準省令	-	〃	基準省令	0.02mg/L
1,4-ジオキサン	基準省令	-	〃	基準省令	0.5mg/L
チウラム	基準省令	-	〃	基準省令	0.06mg/L
シマジン	基準省令	-	〃	基準省令	0.03mg/L
チオベンカルブ	基準省令	-	〃	基準省令	0.2mg/L
ベンゼン	基準省令	-	〃	基準省令	0.1mg/L
セレンおよびその化合物	基準省令	-	〃	基準省令	0.1mg/L
ほう素およびその化合物	基準省令	-	〃	条例	10mg/L
ふつ素およびその化合物	基準省令	-	〃	条例	8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物 ^{注2)}	基準省令	-	〃	条例	100mg
水素イオン濃度(pH)	基準省令	1回/月	1回/月	基準省令	5.8 ~ 8.6
生物学的酸素要求量(BOD)	基準省令	-	〃	条例	25mg/L
化学的酸素要求量(COD)	基準省令	-	〃	条例	25mg/L
浮遊物質(SS)	基準省令	1回/月	〃	基準省令	60mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	基準省令	-	1回/3月	基準省令	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	基準省令	-	〃	条例	5mg/L
フェノール類含有量	基準省令	-	〃	条例	0.5mg/L
銅含有量	基準省令	-	〃	条例	1mg/L
亜鉛含有量	基準省令	-	〃	条例	1mg/L
溶解性鉄含有量	基準省令	-	〃	条例	3mg/L
溶解性マンガン含有量	基準省令	-	〃	条例	1mg/L
クロム含有量	基準省令	-	〃	基準省令	2mg/L
大腸菌群数	基準省令	-	〃	基準省令	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	基準省令	-	〃	基準省令	120mg/L (日間平均60mg/L)
磷含有量	基準省令	-	〃	基準省令	16mg/L (日間平均8mg/L)
ダイオキシン類	基準省令	-	〃	基準省令	10pg-Teq/L
ニッケル及びその化合物	条例	-	〃	条例	1 mg/L
外観	条例	-	〃	条例	無色
臭気	条例	-	〃	条例	無臭

注1) 基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

条 例：神奈川県生活環境の保全等に関する条例

注2) 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として

注3) 「維持管理」欄の測定頻度で管理を行い、管理者が、廃止が見込めると判断した時点からは「廃止基準」欄の測定頻度で管理する。(1回/3月→1月、4月、7月、10月)

表-3 地下水に関する規制値と測定頻度

検査項目		測定頻度	管理値	
項目	摘要法令等 ^{注1)}		摘要法令等 ^{注1)}	基準値
アルキル水銀	基準省令	1回/6月	基準省令	検出されないこと
総水銀	基準省令	〃	基準省令	0.0005mg/L
カドミウム	基準省令	〃	基準省令	0.003mg/L
鉛	基準省令	〃	基準省令	0.01mg/L
六価クロム	基準省令	〃	基準省令	0.05mg/L
砒素	基準省令	〃	基準省令	0.01mg/L
全シアン	基準省令	〃	基準省令	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	基準省令	〃	基準省令	検出されないこと
トリクロロエチレン	基準省令	〃	基準省令	0.01mg/L
テトラクロロエチレン	基準省令	〃	基準省令	0.01mg/L
ジクロロメタン	基準省令	〃	基準省令	0.02mg/L
四塩化炭素	基準省令	〃	基準省令	0.002mg/L
1,2-ジクロロエタン	基準省令	〃	基準省令	0.004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	基準省令	〃	基準省令	0.1mg/L
1,2-ジクロロエチレン	基準省令	〃	基準省令	0.04mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	基準省令	〃	基準省令	1mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	基準省令	〃	基準省令	0.006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	基準省令	〃	基準省令	0.002mg/L
1,4-ジオキサン	基準省令	〃	基準省令	0.05mg/L
塩化ビニルモノマー	基準省令	〃	基準省令	0.002mg/L
チウラム	基準省令	〃	基準省令	0.006mg/L
シマジン	基準省令	〃	基準省令	0.003mg/L
チオベンカルブ	基準省令	〃	基準省令	0.02mg/L
ベンゼン	基準省令	〃	基準省令	0.01mg/L
セレン	基準省令	〃	基準省令	0.01mg/L
ほう素およびその化合物	県指針	〃	環境基準	1mg/L
ふっ素およびその化合物	県指針	〃	環境基準	0.8mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	県指針	〃	環境基準	10mg/L
ダイオキシン類	基準省令	〃	基準省令	1pg-Teq/L
電気伝導度	基準省令	1回/月	-	-
塩化物イオン	基準省令	〃	-	-
水素イオン濃度(pH)	県指針	1回/6月	排水基準	5.8 ~ 8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	県指針	〃	排水基準	25mg/L
化学的酸素要求量(COD)	県指針	〃	排水基準	25mg/L
浮遊物質(SS)	県指針	〃	排水基準	70mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	県指針	〃	排水基準	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	県指針	〃	排水基準	5mg/L
フェノール類含有量	県指針	〃	排水基準	0.5mg/L
銅含有量	県指針	〃	排水基準	1mg/L
亜鉛含有量	県指針	〃	排水基準	1mg/L
溶解性鉄含有量	県指針	〃	排水基準	3mg/L
溶解性マンガン含有量	県指針	〃	排水基準	1mg/L
クロム含有量	県指針	1回/6月	排水基準	2mg/L
大腸菌群数	県指針	〃	排水基準	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	県指針	1回/6月	排水基準	120mg/L (日間平均60mg/L)
リン含有量	県指針	〃	排水基準	16mg/L (日間平均8mg/L)
有機磷化合物	県指針	〃	排水基準	0.2mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物 ^{注2)}	県指針	〃	排水基準	100mg
ニッケル及びその化合物	県指針	〃	排水基準	1 mg/L
外観	県指針	〃	排水基準	無色
臭気	県指針	〃	排水基準	無臭

注1) 環境基準: 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)
 基準省令: 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
 条例: 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
 排水基準: 排水基準を定める総理府令及び生活環境保全条例に定められている排水の規制基準
 県指針: 産業廃棄物最終処分場(管理型)建設・管理指針

注2) 1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として